

# 羽生市新型コロナウイルス感染症対応障がい福祉施設等職員特別給付金交付要領

## 1. 概要

新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら、障がい福祉サービス等の提供を継続している職員に対し、感謝の意を表すとともに、給付金を交付するものです。

## 2. 支給対象者

羽生市内で別表の障がい福祉サービス事業を実施している障がい福祉施設等に勤務し、利用者を接する職員（派遣労働者、業務委託受託者の従事者も含む）。

## 3. 支給対象条件

次の①～③すべての条件を満たすこと。

- ① 令和3年3月1日（以下「基準日」という。）時点で、障がい福祉施設等に勤務している方。
- ② 令和2年7月1日から令和3年2月28日までの間に、10日以上障がい福祉施設等で勤務した実績があること。  
※1日あたりの勤務時間は問わないが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は勤務日として参入しません。
- ③ 介護施設や医療機関等に勤務する方への給付金など、当市の同様の給付金を受けていないこと。

## 4. 給付金の額等

給付金は、支給対象者1人につき2万円とします。

なお、障がい福祉施設等が、給付金を対象者に支給する際に生じる事務手数料として、1人につき千円を当該障がい福祉施設等に交付いたします。

（個人申請の場合は、事務手数料はありません）

## 5. 申請期間

令和3年4月27日（火）から令和3年11月30日（火）まで

## 6. 給付金申請手続き

- ① 給付金の支給申請は、障がい福祉施設等職員が委任した障がい福祉施設等が代理で行ってください。

### 【提出書類】

- ・羽生市新型コロナウイルス感染症対応障がい福祉施設等職員特別給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・羽生市新型コロナウイルス感染症対応障がい福祉施設等職員特別給付金代理申請・受領委任状（様式第2号）

※振込み口座の通帳のコピー（表紙を開いたページ）の添付をお願いします。

- ② 現在、障がい福祉施設等に勤務していない方の申請については、原則として、対象期間中に勤務していた障がい福祉施設等が取りまとめて申請してください。

ただし、勤務していた障がい福祉施設等から申請できない方については、個別での申請をすることができます。

※個人申請の場合、申請書内の「3対象期間内の勤務先障がい福祉施設等における申請者の業務内容等」への記入については、ご協力をお願いいたします。

**【提出書類】**

- 羽生市新型コロナウイルス感染症対応障がい福祉施設等職員特別給付金交付申請書兼請求書（個人申請用）（様式第3号）。

## 7. 実績報告

給付金の支給を受けた障がい福祉施設等は、速やかに当該給付金を対象者に支給していただき、全員への支給が完了した日から1カ月以内に報告をお願いします。

**【提出書類】**

- 羽生市新型コロナウイルス感染症対応障がい福祉施設等職員特別給付金実績報告書（様式第6号）

※添付書類として、対象者に給付したことを証する書類（個人ごとの振込みの記録、現金で給付した場合の受領簿等で様式は自由）もお願いいたします。

◎実績報告の提出期限は、令和3年12月24日までとなります。

## 8. その他

- 給付金は非課税所得となるため、給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収することのないようご注意ください。